

第四節 内國爲替の検査

爲替事務は銀行に於ける附隨の業務として、一般に誠認せらるゝ所たり。去り乍ら今や爲替業務は最近異常の發達を爲し、著しく其數量を増したると同時に、之が検査方法として、的確なる實行方法の發見を見ざりしは、甚だしく遺憾とする所なり。抑も爲替業務たる、當事者間に於ては、日々接手する無數の報告を根據として、計算整理するに在るを以て、其困難なること蓋し想像するに餘りあり。然るに今之を正確に検査せんと欲するに於ては、管に實行上困難なるのみならず、差したる効果を認むること能はざるなり。何となれば爲替勘定に就ては、當事者間互に他店勘定元帳を有し、相互の仕向けたる一切の諸勘定は、截然たる區別を爲し、利害關係を有する他の一方に於て、突合表を調製し、互に承認を與ふることゝなり居るを以て、検査以上の検査なりと言ふを得ればなり、この理由よりして爲替に關する報告書を基礎としての検査法は、寧ろ陳述するの要なく、之と關聯せる事項に就き説述すべし。

第一項 取引先銀行の調査

爲替取引を開始するに當つては、相手方銀行の信用を充分に調査し、其資産、營業振等共に確實なることを確めたる後にすべし。往々良からぬ銀行に於ては、成る可く多數の取引先銀行を設け爲替尻を借越して、資金調達の一方法と爲すことあり。是等は特に注意を要することなるべし。若し得意先の都合上已むを得ず取引開始の場合は擔保を供せしむる等、尤も可なるべし。又銀行は經濟界の趨勢、郡市町村に於ける事業の興廢、生産消費の關係上、銀行自體の盛衰を醸すことも決して少なからざるべし。故に是等の點に關し、常に經濟界の狀態に鑑み、臨機の處置を施し、郡市町村に於ける盛衰及生産、消費の關係に就ても絶えず注視を怠らず、極めて簡散なる時機を利用し、其地方に於ける狀況を視察し、以て將來取引上に關する一切の不安を排除するに努むべし。

第二項 約定書の査閲と其注意

爲替取引契約書は當事者間に於ける生命なり。總ての取引行爲は、該契約書の範圍内に於て行動し、一切の基本たるを以て、約定書を提出せしめ、之が検査を爲すこと必要なり。勿論現今に於ては契約證書を印刷に附し、一定せるものがあるが故、何れも千篇一律、深く探究するの要なかるべしと雖も。茲に注意すべきは、該契約書の内容が果して能く實行されつゝあるや否や是なり。

一、相互預け金は無制限なり

約定書に因る相互の預け金は無制限なり。去れど豫告して之を制限することも自由なり、故に責任者の意思を以て金融の事情、利息の高低等に應じて預け置くことあるべし、この預け金の状態が自行の利益に反せざる限り、何等干渉を要せざるべきも、之に反し情實纏綿、忌憚すべき材料あるときは、之を調査して注意を與ふべし。

一、貸越の極度

貸越の極度に就ては、契約の當初に於て、地方銀行の大小、信用の厚薄、産出物の程

度に應じて、一定金額の貸越極度を約し、之が範圍内に於て取引を開始せるが如し。之が検査法としては主として、この貸越極度を超過し居らざるや、又貸越の状況が常に適法に行はれつゝあるやを検査すべし。

三、利息の當否

取引先銀行に於ける預り、借越及預け、貸越金の利息は、金融の状態に應じ油断なく改正の通知を發し居るや否や。之を判断して注意を與ふべし。

四、爲替尻付換

爲替尻資金回収の方法は、爲替事務中最重要のものたるべし。之を運用することの巧拙如何に依りて、或は利し、或は損失を招くに至る。故に長期間借入を爲し、又は貸越を爲し置くことは、大に考慮を要せざるべからず、抑も爲替取引の精神として、其機能を陳述すれば、利息を得若くは利息を支拂ふことは、その本來の目的に非ずして主たる目的は、現金輸送を省略して、途中の危険を防止し、安全且つ迅速に受授の任

務を完了するに在り。果して然らば貸越關係の發生に際しては、速に回収の方法を講じ、より以上有利に資金の運用を開始せざるべからず。勿論此等の點は金融の繁簡、爲替付換の便否等により、回収上困難なる場合無きにしても非ずと雖も、能く當時の事情を斟酌し、極めて有効に回収の行はれつゝあるや、果して其當を得居るや否や、充分に調査し、將來に於ける取扱方を戒告すべし。

第三項 送金爲替の検査

送金爲替は日々無数の取組依頼ありて、検査上亦困難なり。故に全部の突合を爲さんとする事は、到底不可能なりと謂はざるべからず。前述せる如く爲替勘定突合表により相互承認を與ふることゝなり居るが故、一々照合検査することは、餘り効果多からざるべし、之が最善方法として、送金小切手調製の當初に於て、小切手には一貫せる番號を施し、用度係に於て嚴重に保管し、請求に應じて交附すべし。検査方法として、この受授の關係を主として検査し、次に小切手原符を提出せしめて、書損せる

者なきや否やに注意し、若し書損用紙ありたるときは、爾後使用し得ざる様検査済の證明を與へ、又た用紙の處在を失ひたるものありたるときは、其理由を詰問する等、定期預金證書の場合と同一の取扱をなすべし。

第四項 仕拂送金手形検査

仕拂送金手形は、相手方銀行より仕向けられたる仕拂ふべき送金小切手なり。其方法として

- 一、要件具備し居るや否や
- 一、印鑑署名鑑に相違なきや否や

等を検し、又残高が仕拂送金手形記入帳と、總勘定元帳の該科目と附合せるや。而して其残高が幾口にして何々銀行より仕向けられたるものなるや、詳細筆記算當すべきなり。

電信仕拂送金も大體前記の方法に因る外、支拂金は確實に本人に交附され居るや、又

保証人は適當なるや等一應検査の用あるべし。

第五項 當座口振込検査

當座振込は最近の發達にして、一種の送金方法なり、近時之を利用すること頻繁にして、將來一層擴大されんとする傾向あるは、寔に喜ぶべし。之が検査法として本人より徴收する當座振込副報告書を一括保存せしめ置き、検査に際し當座預金元帳及特別當座預金元帳の本人口座へ突合し、確實に入金済なるや否やを検すべし。

第六項 受託代金取立手形の検査

受託代金取立手形は、大別して當所、及他所の二となせり。其種類として當所に在ては、割引手形、荷爲替手形、荷付爲替手形、代金取立手形とし、他所に在ては、荷付爲替手形、代金取立手形の數種とす。今之が検査方法を述ぶるに當つて、性質上同一の手續に因らざるべからざる便宜上共通して陳述せん。

受託代金取立手形中、他所に屬する分は、其性質として即時に發送すべきを以て、手許に残存せざるも、之に反し當所は他店より取立方委任せられたるものなれば、悉く手許に保管しあり。之が検査法として、當所代金取立手形記入帳未済分と一々對照、手形は勿論附屬擔保品たる貨物引換證及諸有價證券等全部附合し居るや否やを検査せざるべからず。而して引換證は完全なるや、有價證券附屬委任狀は、疵瑕なきや及諸手形は要件を缺かざるや等、直接關係なしと雖も、一々點檢し置くことを要す。

元來銀行に於ては、受託代金取立手形取扱上、他の科目に比し幾分輕視するの傾きあり。是れ受託代金の性質上より來る當然の事柄たるに相違なしと雖も、一旦其代金が銀行の庫中に受入れたる後は、他の割引手形、手形貸付金の回收と何等異なる處なきを以て、極めて慎重に取扱はざるべからず。故に一々帳簿を通覽して期日前後の關係を注視し、期日經過の者あるとき、若くは參着拂の取立にして、相當郵便日數を經過し居るに拘はらず、尙未済なるときは、電話電信若くは人を派し、督促すると同時に、入金せざる理由を確め、相手方銀行へ照會すべき様注意を與へ、尙右以外報告洩の者な

らや否や、割印の有無を検すべし。又他店より受入報告ありたるものは、遅滞なく通知を發し、預金に組入れられたるや等検査すべし。

第七項 未達勘定の検査

未達勘定とは半季決算に際し、報告書未着の爲め計算に組入るゝこと能はずして、貸借対照表上互に増減ありて、金高の一致せざる場合を云ふ。假へば十二月三十一日に送金を取組み、報告未着に依りて仕拂送金手形の勘定を起すこと能はざる場合の如き、又割引手形、受託代金等が、決算日に入金せられたるに拘はらず、報告書未着に依りて決済すること能はざるが如き場合はなり、是等は遠隔の地に在りては、寔に已むを得ざる事に屬せりと雖も、此點に關し銀行條例の嚴格なる命令の結果、内部事務の堅實を重ぜんとする以上、之に對する的確なる整理方法を講ずるに苦心せるものゝ如し。或る銀行に於ては、爲替受拂に關する事務の外、本支店に關する一切の貸借關係を決算前日に打切り、其後に於て發生する分を別段預金勘定にて整理し、未達勘定發

生の原因を皆無ならしめたる如き、一の方法に相違なしと雖も、而も外國に店舗を有する銀行に於ては、實行し難き嫌あるを以て、一般的に論ずること能はざるなり、然らば如何なる方法が宜しきかと云ふに、本書説述の範圍外なりと雖も、自然の成行に放任し、當然發生すべき勘定の實現に際しては、加工の要なく、寧ろ未達勘定として、整理するの過れるに如かざるなり。

検査法として未達に屬する各科目が、何れも正當理由によりて、發生せるものなるやを主とし、本店調製に係る未達勘定明細表は、果して安心するに足る、正確なるものなるやを確むる爲め、決算當日に於ける、各支店出張所よりの本店勘定報告に依り、一々對照することを要す。而して支店出張所検査に際しては、明細表寫を持參し、其店に於ける増補日記と對照、突合を爲せば、完全に目的を達することを得べし、

第八項 支店勘定の検査

支店勘定は支店よりの本店勘定報告により、之を調製するを以て、同一の者たらざる

べからず、只た相違する點は相互間報告未着の爲めに、残高の附合せざることあり。故に之が検査法としては、其異なる點が如何なる科目の報告が附合せざるかを確むる程度にて差支なかるべし。何となれば支店勘定は常に本店取扱者が監督する地位に在り、日々起る勘定科目に對し注視を怠らざる結果、検査者が突然割込み半期間に亘る無数の異動に對し、一々吟味し往くことは、到底不可能なるを免れず。寧ろ本店爲替課長に一任し、單に残高を合致せしむる程度にて充分なるべしと信ずるものなり。

第九項 手数料の検査

手数料には數種あり、送金手数料、取立手数料、爲替手数料、代理手数料、交換手数料、保護預料等の如し、面して其取扱高に至つては、區々枚舉に遑あらざるが如し。正確なる取扱として各記入帳若くは元帳に手数料欄を設け、受入支拂の都度傳票を發行して正確に整理の實を擧げ居るものと、係課長に於て取纏め、適當の時機に一括して入金するものある外、規模小なる銀行又は支店に在ては幹部に於て、集計入金する

もの等あり。之が検査法としては、受入仕拂の都度傳票を發行し、秩序整然たる者に非ざれば、検査上施すに策なかるべし、近時送金、取立等概ね無手数料にて取扱ひ居るが故に、稍々其數量を減じたる傾あり、去れど電信振込、電信爲替等頻繁に行はれつゝあるを以て、決して看過すべきものに非ずして、寧ろ相當の時期に於て、斷乎たる處置を施し、取扱法の改良進歩を圖らざるべからざる也。検査法としては、損益勘定の各種手数料を基礎とし、各記入帳及元帳の手数料欄に突合すべし。其他不規則なる取扱方に就ては、検査上全く不明にして説述するの價値なき也。

第五節 諸経費の検査

諸経費検査は、本來よりする時は、本章第一節計算に關する項に於て、説述するを順序とすべきも、説明の都合上本節に於て説述することゝなせり。元來諸経費は其銀行に於ける活動の根源なるを以て、大に注意せざるべからず。失費多きに亘らんか、直ちに營業上の利益を減殺すべく、諸経費少きに至らんか、活動力を殺かるゝの虞あり

宜しく中庸を得、營業上利益の増進を圖るに努めざるべからず。検査法として毎月仕拂に係る各仕拂證憑書類を手許に取寄せ、内勤検査係に於て査閲すべし、今其検査の順序として、

一、旅費

内規に因る定額旅費規定に依り確實に仕拂はれつゝあるや、其用件並に時期等は相當なるや否

二、諸税金

各種諸税金は、正當告知書に依り徴收され居るや、本税並に賦課税の割合は、正當なるや、特に注意を要すべきは、建物賃貸價格の算出法なり、是等は何れも當該所屬の官廳に出頭し、其割合標準が正當なるやを確かめざるべからず、都會の官廳はイザ知らず地方に於ける町村役場等に於て、納税者の不知を機會として、私服を肥すが如きことあれば特に注意を要す。

三、雜損益

雜損益に組入れられたる科目は、如何なる理由により發生せしか、或は利益に歸すべき者もあるべく、又損失に歸すべき者もあるべく、其因て來る原因を確むべし。

四、給料

給料は毎月與へられたる範圍内に於て、支給せられ居るや、月割、日割等誤算なきや、又昇給は其人の教育、品性、職務の功程、勉不勉等を參酌し、極めて公平に行はれつゝあるや

五、雜費

雜費は其銀行に於ける諸費用なり、小科目の分類に就ては、各銀行區々なるを以て茲に言はざるべし。抑も雜費は其性質として仕拂はれたるものに對しては、必ず仕拂證書を要し、又物品に依りては領收書の發行せられざるものあり、例へば乗車費に於ける電車切符、寄贈費に於ける慶吊費等、現金にて贈りたる場合の如し。是等は

適宜領收證を發行し、責任者の許可あるものに限り、承認を與ふべし。右以外の正當領收書は、果して眞實の者なるや仔細に點檢せざるべからず。

以上五項は、其月に仕拂ひたる合計が、日計帳損益勘定の該科目と符合することを要す。

第一項 雜費の一般的検査

一般的検査は半期間を通じて検査するに如くはなし、何となれば、其月々に於ける單に一ヶ月分の仕拂のみにては、其店の全斑に亘りて、通覽すること能はざるが爲めなり。再言すれば、或る物品の買入は、比較的によく他物品の買入が割合に少きが如き場合ありと雖も、右買入の現況に對しては、經濟上大なる過失なき以上、係員の任意にして、(重大問題に就ては許可を要す)一々批判を下すこと能はざればなり。現時各銀行に於ては、其半期間に要する經費豫算を作成し、該豫算の範圍内に於て支拂を爲すべき標準を樹て居ることは、寔に機宜に適したる方法にして、少くとも經費仕拂上に於ける一大進歩と

謂はざるべからず。然れども銀行の營業は、官廳に於ける豫算査定と趣を異にするが故に絶對的に豫算を強制すること能はずして、之を大體の標準に止め、營業上の進歩に伴ふ豫算超過に對しては、更に許可を與ふること必要なり。先づ一般検査として、期末に本店並に支店より提出せらるる經費内譯表を通覽し、豫算と實拂との差額を對照研究することを要す。而して其實拂經費が如何なる種類の科目に増加し、如何なる程目に減少したるか、注目すべき點なり、若し増加の點が營業上の進歩に伴ふべき原因、假へば通信費收入印紙等なるときは、其増加すべき原因が增加の割合に適合し居るや否や、永年採り來りたる。諸經費累年比較統計表と對照し、其割合が略ぼ一致するに於て承認を與へ、又増加の原因が不急の事項に依りて發生し、若くは惡意に基く原因なるときは仔細に探究し、嚴重なる處置を施すべきなり。

又經費は一般に節約せざるべからず、殊に株式組織の銀行に於ては、多數株主の負擔に歸すべき爲めか、往々亂費し易き觀あり、銀行も營利業者なり、其目的に副はんが

爲には、大に冗費を節約し、利益増進を圖らざるべからず。乍去他方に於て事務の改良進歩を圖り、若くは行員保健上並に勤勉を奨励すべき有益なる事項に就ては、出來得る限り支出し、行員意氣の銷磨せざらむことを企畫するに努むべきなり。

第二項 用度品の検査

用度品の取扱は、嚴格に處置せざるべからず。一枚の半紙、一本のペン、皆是れ各自が勵精の結果なり。故に營利會社がより以上多くの利益を擧げんと欲する以上、自ら此點に留意すべきなり、去れど所謂使用人は使用人として多く注意を拂はざる傾あり、寔に慨すべきことなり。人或は曰く何千萬圓の銀行なり一枚の用紙、一本の器具何かあらんと。是れ一時の諧虐に過ぎずと雖も、亦た以て大に戒むべき事たらずとせんや用度品の検査として、數量を査閲すべきものは、郵便切手及収入印紙の現在高なり、現品を一々計算し、當日の残高に突合し、尙ほ疑はしきものあるときは、發送簿と對照すべし。収入印紙は各係へ交附せる受領證により残高を検し、各係に屬する分は出入を検すべし。

諸印用紙は現在高を検するの要なきも、定期預金證書、常座小切手、送金小切手、保護預證書、擔保品領收證等受授の關係を嚴格に檢すべし。

用度品検査に就き重要な點は、買入品が適度に調製され居るや、又價格は相當なるや、紙質並に什器、器具は程度を超越して上等品を使用し居らざるや、主として觀察すべし。

第六節 所有物の検査

茲に所謂所有物とは、概括的の語にして所有有價證券、營業用地所建物及什器等の總稱なり。有價證券検査に就ては第二編第三章擔保品検査に際し説述しあるを以て、茲に詳細を語らざるべし。只た擔保品と異なる點は、半期決算に際し自行が有する一切の有價證券公債、社債、外國債、諸株式等に對する評價の標準なり。舊銀行條例に於ては該評價額が寛大に過ぎたるも、現行條例に於ては極めて嚴格となり、一種類毎に各別

に營業報告書に登載せざるべからざる事となりたる結果、將に銀行界に於ける青天の霹靂とも言ふべく、從來正確に評價したる銀行は、何等痛痒を感じずして、泰然自若たるものありしも、之に反し不相應の評價を爲せる銀行は、その繻縫の爲めに、大なる困難を感じたる状況は、吾人の言ふを待たざる所なり。故にこの評價額に對しては、充分に注意を拂ひ、決算當日に於ける相場表と對照し、嚴重に査閲すべきなり。所有地所は時勢の推移、經濟社會の進歩に連れ、著しく價格の騰貴を來したること明かなりと雖も、之に反し建物は自然に低下する傾あり、故に所有地所家屋に對しては尤も確實なりと認むべき、信用鞏固なる當業者に一任して評價を爲さしめ、その評價額が果して相當なりや否や充分研究することを要す。尙ほ注意すべきは、所有地所家屋買入は正當に行はれ居るや、所有權の移轉は完全に行はれたりや、登記簿謄本を申請し權利證書と同時に保存し置くべし。又家屋に對しては火災保險を附しあるや。若し保險契約ありとすれば、其保險證書は、有效且無瑕疵の者なるや、期限經過し居らざる

や、又た其保險會社は充分信用するに足る者なりや等検査すべし。什器の整理は其銀行に依り取扱區々なり、或は雜費より支出し、若しくは創業費勘定として整理する向ありと雖も、そは單に取扱方法を異にするに過ぎず。是が是非の問題に就ては、茲に言ふの要なし。本検査に關しては、什器内譯簿に依り現品と對照一致し置くことを要す。

第八節 自行株式の検査

資本金は其銀行に於ける營業行爲の基礎なり、故に此株金は正當に拂込まれつゝあるや、先づ第一に査閲せざるべからず。方今銀行政策として資本金を制限し、都會地に於ける新設銀行は、壹百萬圓以上となしたり、其結果株式所有上實力以上に所有する者ある爲め、株金拂込に際し、弊害百出、手形を以て拂込むもの、其他虚偽の手續を以て、一時を繻縫するもの多きが如し。是等の點に就ては、能く當時の状況を調査し、株式全部の拂込に對し毫も非難すべき點なきや否や、精細に検査せざるべからず。而

して二回三回に亘る株式の拂込は、能く營業發展の度合に適合し、必然拂込まざるべからざる時機に到達せしものなるや等各種營業上検査の結果により綜合判断し、將來株式の拂込並増資等の參考資料たらしむるに在り。

株主臺帳は些の誤字誤謬なきや、自行の株主は、如何なる種類の職業多きや觀察することも亦必要ならん。

株式名義書換は總て完全に行はれつゝあるや、關係書類を査閲することを要す。先づ賣買に因る名義書換に對しては、名義書換用紙並委任狀の形式は、完全なるや、印鑑は當初届出たるものに相違なきや等を檢し、其他相續開始、名義變更に因る書換は、其原因並理由を證明すべき依頼書並戸籍謄本等添付しあるや、其内容を併せて検査すべし。

配當金仕拂に關しては、配當金記入帳と、仕拂濟配當金領收證と對照し、而して殘餘分にして仕拂濟月日の記入なきものは、當日に於ける未拂配當金の全部なり。之を日計

帳の配當金に突合すべし。内容検査として。仕拂濟配當金領收證の印鑑を檢し又委任狀を以て代理權を行使したるものは、その形式を檢すべし。

諸積立金繰越金は異動の狀況に依り、關係書類を提出せしめ検査を了すべき也。

第九節 検査表の調製

検査事務は前述せる如く、銀行全般の各科目を査閲するに在るを以て、如何なる科目が検査済なるや、將た未済なるや殆んど辨別し難き場合あり、故に本表を調製し、検査を了したるものは、済印を押し、以て検査の脱洩を防止するに在り。検査表左の如し。

| 科目及各文書表示 | | 月日 | 検査済印 | 事由 |
|-----------------|--|----|------|----|
| ▲定期預金 | | | | |
| 一第一號検査カード未記入分整理 | | 月日 | | |

| | | | | |
|-------------------|---|---|--|--|
| 一 残高の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂済證書の形式 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂済證書の印鑑 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂済證書の起算日 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂利子の検算 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂利子の損益勘定元帳對照 | 月 | 日 | | |
| 一 利率の適否 | 月 | 月 | | |
| 一 書損證書の検査 | 月 | 日 | | |
| ▲ 當座預金及貸越 | | | | |
| 一 第二號検査カード未整理分の記入 | 月 | 日 | | |
| 一 當座預金及貸越残高検査 | 月 | 日 | | |

| | | | | |
|----------------------|---|---|--|--|
| 一 決算承認狀の對照 | 月 | 日 | | |
| 一 利息計算表の査閲 | 月 | 日 | | |
| 一 利息積數の對照及檢算 | 月 | 日 | | |
| 一 利率の適否及精査 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂済小切手印鑑及内容検査 | 月 | 日 | | |
| 一 代拂契約に因る諸支拂手形の印鑑及内容 | 月 | 日 | | |
| 一 當座預金契約證書の調査 | 月 | 日 | | |
| 一 當座貸越契約證書の調査 | 月 | 日 | | |
| 一 當座貸越金に對する稟議書 | 月 | 日 | | |
| 一 當座貸越擔保品検査 | 月 | 日 | | |
| 一 貸越金擔保品領收證原符の検査 | 月 | 日 | | |

| | | | |
|----------------------|----|--|--|
| 一 貸越金渡済擔保品領收證及一部領收證 | 月日 | | |
| 一 委任状及承諾書 | 月日 | | |
| 一 當座預金及貸越利息損益勘定突合 | 月日 | | |
| 一 當座預金及貸越中途拂利息損益勘定突合 | 月日 | | |
| 一 整理預金の検査 | 月日 | | |
| 一 當座預金通帳と元帳との選擇突合 | 月日 | | |
| 一 支拂保證濟小切手検査 | 月日 | | |
| ▲特別當座預金 | | | |
| 一 第三號検査カード未記入分記入 | 月日 | | |
| 一 残高突合 | 月日 | | |
| 一 拂渡證書の印鑑及内容検査 | 月日 | | |

| | | | |
|-------------------|----|--|--|
| 一 支拂利子の突合 | 月日 | | |
| 一 支拂利子の集計査閲 | 月日 | | |
| 一 中途拂利息の検査 | 月日 | | |
| 一 整理預金の検査(諸口) | 月日 | | |
| 一 支拂利息の損益元帳對照 | 月日 | | |
| ▲別段預金 | | | |
| 一 検査カード未記入分記入 | 月日 | | |
| 一 残高の検査 | 月日 | | |
| 一 割引内入金金の検査 | 月日 | | |
| 一 公債、社債、諸株式拂込金の検査 | 月日 | | |
| 一 諸領收證原符の對照 | 月日 | | |

| | | | | |
|-------------------|---|---|--|--|
| 一 支拂利息の内容 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂利息領收證 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂利子損益勘定元帳對照 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂保證に屬する小切手残高検査 | 月 | 日 | | |
| 一 書損小切手の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 印鑑検査 | 月 | 日 | | |
| ▲ 通知預金 | | | | |
| 一 検査カード未記入分記入 | 月 | 日 | | |
| 一 残高の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂濟證書原符検査 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂濟證書の形式及印鑑 | 月 | 日 | | |

| | | | | |
|-------------------|---|---|--|--|
| 一 通帳に因るもの、領收證並に印鑑 | 月 | 日 | | |
| 一 利率の適否 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂利息の内容検査 | 月 | 日 | | |
| 一 書損證書の整理 | 月 | 日 | | |
| 一 支拂利息の損益元帳突合 | 月 | 日 | | |
| ▲ 公金預金 | | | | |
| 一 公金預金受入帳 | 月 | 日 | | |
| 一 残高の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 納入告知書検査 | 月 | 日 | | |
| 一 渡濟領收書の査閲 | 月 | 日 | | |

| | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ▲貸付金 | | | | | | | | | |
| 一 第五號検査表の調製 | | | | | | | | | |
| 一 残高検査 | | | | | | | | | |
| 一 貸付金證書の内容 | | | | | | | | | |
| 一 収入利息の内容 | | | | | | | | | |
| 一 利率の適否 | | | | | | | | | |
| 一 収入利息損益元帳へ對照 | | | | | | | | | |
| 一 不動産權利證の査閲 | | | | | | | | | |
| 一 不動産の評價價格 | | | | | | | | | |
| 一 火災保險證書の査閲 | | | | | | | | | |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ▲割引手形(當所他所) | | | | | | | | | |
| 一 第五號検査表未記入分記入 | | | | | | | | | |
| 一 本表に因る残高突合 | | | | | | | | | |
| 一 當所割引手形現在物に因る残高検査 | | | | | | | | | |
| 一 當所割引手形の手形要件 | | | | | | | | | |
| 一 他所割引手形現在物に因る残高検査 | | | | | | | | | |
| 一 他所割引手形發送濟分の調査 | | | | | | | | | |
| 一 他所割引手形の手形要件 | | | | | | | | | |
| 一 割引手形元帳の残高検査 | | | | | | | | | |
| 一 割引手形擔保品の検査 | | | | | | | | | |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|----|--|--|
| 一 擔保品の價格 | 月日 | | |
| 一 擔保品領收證原符 | 月日 | | |
| 一 渡濟擔保品領收證 | 月日 | | |
| 一 擔保品一部領收證 | 月日 | | |
| 一 委任狀承諾書の有無並に形式 | 月日 | | |
| 一 擔保品差入證有無及内容 | 月日 | | |
| 一 割引手形に對する稟議書 | 月日 | | |
| 一 當所、他所延滞手形の検査 | 月日 | | |
| 一 内入金領收證 | 月日 | | |
| 一 當所、他所割引料の損益勘定對照 | 月日 | | |
| 一 利率及戻利率の適否 | 月日 | | |

| | | | |
|----------------|----|--|--|
| 一 當所、地所延利徴收 | 月日 | | |
| 一 當所、他所戻割引料 | 月日 | | |
| 一 同上戻割引料領收證 | 月日 | | |
| ▲手形貸付 | | | |
| 一 第五號検査表未記入分記入 | 月日 | | |
| 一 本表に因る殘高突合 | 月日 | | |
| 一 現在物手形に因る殘高検査 | 月日 | | |
| 一 手形貸付元帳殘高検査 | 月日 | | |
| 一 手形の要件 | 月日 | | |
| 一 擔保品の検査 | 月日 | | |

| | | | |
|-----------------|-----|--|--|
| 一 擔保品の價格 | 月 月 | | |
| 一 擔保品領收證原符 | 月 日 | | |
| 一 渡濟擔保品領收書 | 月 日 | | |
| 一 擔保品一部領收證 | 月 日 | | |
| 一 委任狀承諾書の有無並に形式 | 月 日 | | |
| 一 擔保品差入證の有無並に内容 | 月 日 | | |
| 一 稟議書の検査 | 月 日 | | |
| 一 延滞手形の検査 | 月 日 | | |
| 一 内入金領收證 | 月 日 | | |
| 一 手形貸付料の損益元帳對照 | 月 日 | | |
| 一 利率及戻利率の適否 | 月 日 | | |

| | | | |
|------------------|-----|--|--|
| 一 戻手形貸付料 | 月 日 | | |
| 一 延利徴收 | 月 日 | | |
| 一 戻手形貸付料に對する領收證 | 月 日 | | |
| 一 | 月 日 | | |
| ▲ 荷爲替手形 | | | |
| 一 第五號検査表未記入分記入 | 月 日 | | |
| 一 残高検査 | 月 日 | | |
| 一 手形の要件 | 月 日 | | |
| 一 貨物引換證の検査 | 月 日 | | |
| 一 延滞手形の検査 | 月 日 | | |
| 一 荷爲替料及延利の損益元帳對照 | 月 日 | | |

| | | | | |
|-------------------|---|---|--|--|
| 一 利率の適否 | 月 | 日 | | |
| 一 手形渡済の状況 | 月 | 日 | | |
| 一 荷爲替手形元帳残高検査 | 月 | 日 | | |
| ▲ 保護預り | | | | |
| 一 検査第六號表カード未記入分記入 | 月 | 日 | | |
| 一 本表に因る種類數量検査 | 月 | 日 | | |
| 一 記入帳の對照 | 月 | 日 | | |
| 一 保護預證書原符 | 月 | 日 | | |
| 一 渡済保護預證書 | 月 | 日 | | |
| 一 保護預證書一部領收證 | 月 | 日 | | |

| | | | | |
|--------------|---|---|--|--|
| 一 書損證書の査閲 | 月 | 日 | | |
| 一 保護預り料 | 月 | 日 | | |
| 一 印鑑 | 月 | 日 | | |
| ▲ コールロン | | | | |
| 一 残高検査 | 月 | 日 | | |
| 一 預金證書の形式及内容 | 月 | 日 | | |
| 一 コールロンの適否 | 月 | 日 | | |
| 一 利息の檢算 | 月 | 日 | | |
| 一 擔保品の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 擔保品の價格 | 月 | 日 | | |

| | | | |
|----------------|----|--|--|
| 一 コール擔保預證書原符 | 月日 | | |
| 一 渡済コール擔保品領收證 | 月日 | | |
| ▲計算 | | | |
| 一 各科目残高日計表に照合 | 月日 | | |
| 一 當座預金未拂利子検査 | 月日 | | |
| 一 特別當座預金未拂利子検査 | 月日 | | |
| 一 他店勘定未拂利子検査 | 月日 | | |
| 一 定期預金未拂利子検査 | 月日 | | |
| 一 別段預金未拂利子検査 | 月日 | | |
| 一 通知預金未拂利子検査 | 月日 | | |
| 一 未經過手形貸付料検査 | 月日 | | |

| | | | |
|----------------|----|--|--|
| 一 未經過當所他所割引料検査 | 月日 | | |
| 一 未經過荷替爲料検査 | 月日 | | |
| 一 未收分當座貸越利息検査 | 月日 | | |
| 一 未收分他店勘定利息検査 | 月日 | | |
| 一 各科目關係損益勘定の對照 | 月日 | | |
| 一 諸税金 | 月日 | | |
| 一 營繕費 | 月日 | | |
| 一 給料 | 月日 | | |
| 一 諸經費 | 月日 | | |
| 一 半期決算の検査 | 月日 | | |
| 一 損益豫算の検査 | 月日 | | |

| | | | | |
|----------------|---|---|--|--|
| 一 収入利息 | 月 | 日 | | |
| ▲ 爲替 | 月 | 日 | | |
| 一 爲替約定書の査閲 | 月 | 日 | | |
| 一 本店勘定元帳の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 支店勘定元帳の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 爲替承認状の對照 | 月 | 日 | | |
| 一 爲替勘定書の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 決算末日に於ける残高検査 | 月 | 日 | | |
| 一 未達勘定の整理 | 月 | 日 | | |
| 一 利息の適否 | 月 | 日 | | |

| | | | | |
|--------------------|---|---|--|--|
| 一 利息帳の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 地方經濟態狀の調査 | 月 | 日 | | |
| 一 爲替尻付替の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 送金爲替の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 仕拂送金手形の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 當座口振込金の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 受託代金取立手形の検査 | 月 | 日 | | |
| 一 受託代金取立手形残高 | 月 | 日 | | |
| 一 受託代金取立手形の取立狀況 | 月 | 日 | | |
| 一 受託代金取立手形渡済報告發送狀況 | 月 | 日 | | |
| 一 爲替擔保品検査 | 月 | 日 | | |

| | | | |
|-------------------|----|--|--|
| 一 爲替擔保品領收證原符 | 月日 | | |
| 一 渡濟擔保品領收證 | 月日 | | |
| ▲庶務 | | | |
| 一 諸經費仕拂濟證書檢閱 | 月日 | | |
| 一 豫算と實算との對照 | 月日 | | |
| 一 用度品の検査 | 月日 | | |
| 一 所有不動産の検査 | 月日 | | |
| 一 所有不動産の評価及價格 | 日月 | | |
| 一 所有不動産に對する火災保險證書 | 月日 | | |
| 一 什器 | 月日 | | |

| | | | |
|-----------------|----|--|--|
| 一 事務の分掌 | 月日 | | |
| 一 自行株式の検査 | 月日 | | |
| 一 名義書換の完不完 | 月日 | | |
| 一 株式配當金の残高 | 月日 | | |
| 一 配當金領收證の印鑑及其内容 | 月日 | | |
| 一 諸積立金 | 月日 | | |
| 一 繰越金 | 月日 | | |
| 一 身元保證金 | 月日 | | |
| 一 身元保證金残高検査 | 月日 | | |
| 一 身元保證金下渡領收證 | 月日 | | |

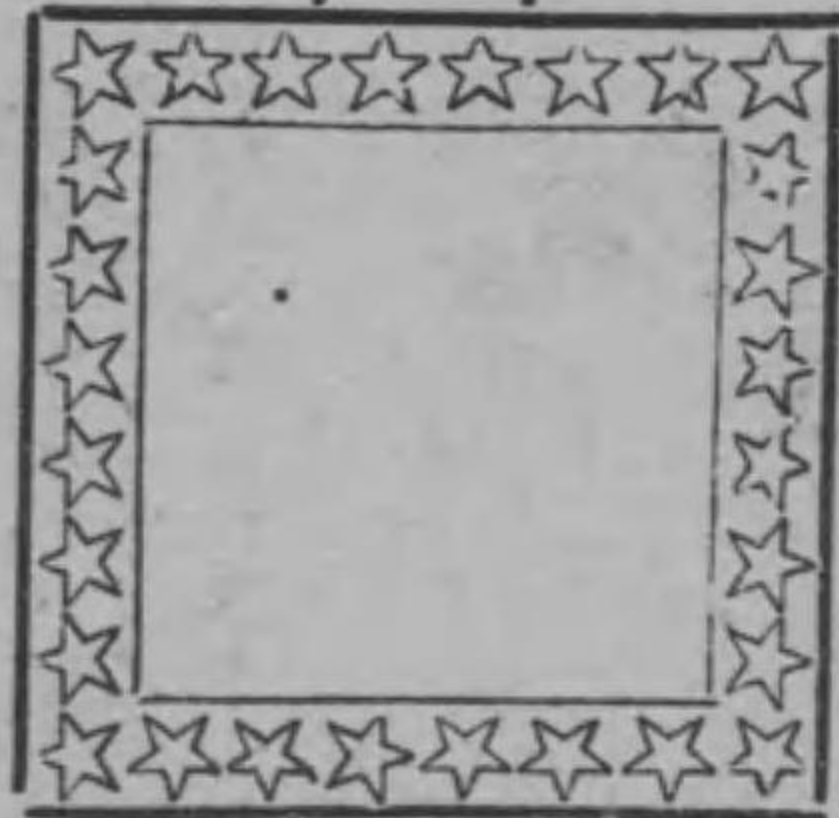
協力し、検査上遺漏なき向上發展を切に希望する所也。茲に拙劣なる一書を提供し、大方篤志諸彦の高教を煩す所以也。

私的銀行検査法

終

大正九年二月一日印刷
大正九年二月十五日發行

私的銀行検査法



發兌元

東京市京橋區南鍋町一丁目
振替口座東京八五三番

著作者

磯部亥助

發行者

東京市京橋區南鍋町一丁目二番地
隆文館圖書株式會社代表者
松岡達

定價金壹圓八拾錢

印刷者

東京市京橋區西紺屋町二十七番地
佐久間衡治

印刷所

東京市京橋區西紺屋町二十七番地
株式會社秀英舍

隆文館圖書株式會社

▼商學士 高島誠二先生譯及解説

コナン ト氏 銀行論

菊判約五百頁
總洋布綴美本
金三四五拾錢
送料金拾八錢

再版
コナント氏は銀行及金融問題に關し、夙に東西に令名あり。其説く處常に現在の事實に止まらず、既往に遡りて因果を闡明し、將來に的確の指針を與へて周到深切穩健劃切を極めたり。加ふるに我國銀行法規を蒐録し、本邦學者の議論をも引照して本文の論旨の參考に資したり。

▼簿記學研究會編

最新簿記獨習書

四六判九百頁
洋裝箱入美本
特價金貳圓
送料金拾八錢

再版
商業簿記の部、銀行簿記の部及最新簿記學辭典の部に三大別し、原論より例題、傳票の書き方線の引き方の末に到るまで巨細を盡して餘す處なし。本書一卷を通讀せば初學者も雖も立地に簿記の何者なるかを解し應用自在なるべし。實に最新簿記獨習書の名に背かず。

時務訓

個人は社會に對して固より分數的單位に非ずと雖も、『國家』てふ一語は吾人の生活の上に永久絶大の權威を語る。夫れ一國家の形成せらるゝや、深遠の意義と必然の科學的根據とあり、殊に世界に冠絶せる國家を有する我日本の如きに至りては、即ち之を根本の論より觀て更に別個の立論なかる可からず。我國法學の泰斗市村先生特に時事に感じて此一著を成さる。之を以て乾燥枯淡の官學論と同一視する勿れ。其語る處や遠大至微、其述ぶる所や平明透徹而して時に興味を爲に熱せられんとするものあり。寔に時代劃切の一大著述也。

法學博士
市村光惠先生著

國家及國民論

金壹圓九拾錢
送料金拾八錢

法學博士
小林丑三郎

先生著

日本財政論

金壹圓九拾錢
送料金拾八錢

切書の

一國財政の事は一朝一夕にして語る可らず、況や日本の如き年々其比類なき膨脹を爲せる國に於てをや。而して是れ政府當路者若しくは金融市場に與る者のみの問題に非ずして、實に吾人頭上の一大問題たり。わが小林博士は經濟殊に財政通なるに於て新界の第一に推すべき人、當に我國財政の諸問題に目を注ぎて研究一日も忽にせず、本書は即ち其蘊蓄を傾けられたる大著也。

著生先翼嚴木桑 士博學文

「現代」は吾人の依て以て呼吸し生息しつゝある氛圍氣也。「現代」を解剖し、批判し、以て其眞價を極むるは吾等が最大の努力ならざる可らず

再版

現代の價値

金二圓五拾錢
小包料十二錢

訂正
四版

時代と哲學

金壹圓貳拾錢
小包料十二錢
各册菊判布綴
天金新裝美本

桑木嚴翼先生は現今哲學界の翹楚たり、其學識の高邁にして其議論の深遠なるは、世間の洽なく認むる所也。先生又曾て社會と時勢とに對して毎に一隻の炯眼を注ぐを怠らず。一度時代の思潮に感じて述ぶる所あるや、よく卓抜の見、精透の説、嶄然として高く時流を抜き、常に一世を指導する豫言者たる觀あり。此書は即ち先生が哲學眼より觀じたる時代觀にして、其網羅する所倫理、哲學、教育、文學、社會及び青年に關する觀察等に亘り、凡そ學界を警醒し、其網羅する所するの言、高しとして徹せざるなく、深しとして入らざるなし、眞に此れ思想界、實際界に於ける近來の大著たり、されば經濟家讀むべく、實際家亦須く讀むべし、本書を以て國民教科書といふ、過言にあらざる也。

386
205

終